

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、鹿追町内にある空地及び空家（以下「空家等」という）並びに空家等の利用希望者の情報を公開・提供することにより、利用可能な空家等の流通を促し、移住・定住の促進、美しい景観の創出、管理不全空き家及び特定空き家の発生を未然に防ぐことで活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空地 町内にある利用していない又は近く利用しなくなる予定の土地をいう。
- (2) 空家 町内にある利用していない又は近く利用しなくなる予定の建物をいう。
- (3) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権原により当該空家等の売却又は賃貸等を行うことのできる者及び当該手続きを行うことができないと思慮される場合において、その者に代わって手続きを行う者をいう。
- (4) 利用希望者 本町への定住等を目的に空家等の購入若しくは賃借を希望する者をいう。
- (5) 空地・空家バンク 空家等の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、提供する仕組みをいう。
- (6) さかさまバンク 利用希望者から申込みを受けた情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空地・空家バンク制度及びさかさまバンク制度以外による空家等の取引を妨げるものではなく、所有者等及び利用希望者は類似の他の制度やサービスを並行して活用することができる。

第2章 空地・空家バンク

(空地・空家バンクへの登録の申込み等)

第4条 空地・空家バンクへ登録しようとする所有者等は、空地空家登録台帳（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該空家等の情報等を空地・空家バンクへ登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、公開を希望する登録事項を町のホームページ等において公開するものとする。
- 4 町長は、前項の規定により登録をしていない空家等で、空地・空家バンクに登録することが適当と認めるものは、当該所有者等に対し同制度による登録を勧めることができる。

(登録事項の変更)

第5条 空地・空家バンク登録者は、当該登録の内容に変更があったときは、速やかにその旨を町長に申し出なければならない。

(登録の取消)

第6条 町長は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該空地・空家バンク登録を取消することができる。

- (1) 当該空家等に係る所有権その他の権原に異動があったとき。
- (2) 空地・空家バンク登録取消しの申出があったとき。
- (3) 登録事項に錯誤があると認めたとき。
- (4) その他、町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により登録を取消したときは、書面又は口頭により当該登録者に通知するものとする。ただし、前項第2号による取消しの場合、町のホームページによる当該空家等の掲載を削除することにより通知されたものとみなす。

3 前項の規定により取消しの通知を受けた者については、改めて第4条第1項の規定による申込みをすることにより、再度登録することができるものとする。

(空家バンク利用の申込み等)

第7条 空地・空家バンクの利用希望者は、その旨を町長に申し出なければならない。

2 町長は、前項の規定による申込者から登録物件の情報の提供を求められた場合には、空地・空家バンク登録者に確認を行ったうえで、空地・空家バンク登録者の連絡先等の情報を利用希望者に伝えるものとする。

3 空地・空家バンク登録者が自身の連絡先の公開を希望し、町長がホームページに当該連絡先を掲載した場合には、前2項の規定によらず、利用希望者は町長を介せず空地・空家バンク登録者に直接連絡をすることができる。

4 空地・空家バンク登録者は、当該空家等に関する売買又は賃貸借契約が締結されたときは、その旨を町長に報告しなければならない。

第3章 さかさまバンク

(さかさまバンクへの登録申込み等)

第8条 さかさまバンクへ登録しようとする利用希望者は、さかさまバンク登録申込書(別記様式第2号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該利用希望者の情報等をさかさまバンクへ登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、公開を希望する登録事項を町のホームページ等において公開するものとする。

4 町長は、前項の規定により登録をしていない利用希望者等で、さかさまバンクに登録することが適当と認めるものは、当該利用希望者に対し同制度による登録を勧めることができる。

(登録事項の変更)

第9条 さかさまバンク登録者は、当該登録の内容に変更があったときは、速やかにその旨を町長に申し出なければならない。

(登録の取消)

第10条 町長は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、さかさまバンク登録を取消することができる。

- (1) さかさまバンク登録取消しの申出があったとき。
- (2) さかさまバンク登録後、町のホームページに掲載された日から起算して1年を経過したとき。
- (3) 登録事項に錯誤があると認めたとき。
- (4) その他、町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により登録を取消したときは、書面又は口頭により当該登録者に通知するものとする。ただし、前項第1号による取消しの場合、町のホームページによる当該登録者の掲載を削除することにより通知されたものとみなす。

3 第1項第2号の規定による期間を経過していない場合で、登録者から掲載延長の申し出があった場合は1年延長することができることとし、当該延長後の再延長も同様とする。

4 第2項の規定により取消しの通知を受けた者については、改めて第8条第1項の規定による申込みをすることにより、再度登録することができるものとする。

(さかさまバンク利用の申込み等)

第11条 売却又は賃貸等を希望する空家等の所有者等は、その旨を町長に申し出なければならない。

2 町長は、前項の規定による申込者からさかさまバンク登録者の情報の提供を求められた場合には、さかさまバンク登録者に確認を行ったうえで、さかさまバンク登録者の連絡先等の情報を利用希望者に伝えるものとする。

3 さかさまバンク登録者が自身の連絡先の公開を希望し、町長がホームページに当該連絡先を掲載した場合には、前2項の規定によらず、空家等の所有者等は町長を介せずさかさまバンク登録者に直接連絡をすることができる。

4 さかさまバンク登録者は、空家等に関する売買又は賃貸借契約が締結されたときは、その旨を町長に報告しなければならない。

第4章 共通事項

(交渉等)

第12条 町長は、空地・空家バンク及びさかさまバンクの登録者と申込者との空家等に関する売買、賃貸借の交渉及び契約等については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(秘密の保持)

第13条 この要綱に基づく業務に従事している者又は従事していた者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年10月18日から施行する。